

「相模原市鳥獣被害防止計画（案）」に関する パブリックコメント手続の実施結果について

1 概要

市民の日常生活をおびやかす、年々深刻化する有害鳥獣による農業被害・生活被害の軽減を目的として「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」に基づく法定計画「相模原市鳥獣被害防止計画」を策定いたします。

この度、計画の策定に当たり、市民の皆様からのご意見を募集いたしました。

その結果、1人の方から10件のご意見をいただき、お寄せいただいた御意見の趣旨、及び本市の考え方を次のとおり公表いたします。

2 意見募集の概要

- ・ 募集期間 平成30年12月15日（土）～平成31年1月21日（月）
- ・ 募集方法 直接持参、郵送、ファクス、電子メール
- ・ 周知方法 市ホームページ、津久井地域経済課、各行政資料コーナー、各まちづくりセンター（城山・橋本・本庁地域・大野南まちづくりセンターを除く）、各出張所、各公民館（沢井公民館を除く）、各図書館、市立公文書館、広報さがみはら

3 結果

（1）意見の提出方法

意見数		1人（10）件
内 訳	直接持参	1人（10）件
	郵送	0人（0）件
	ファクス	0人（0）件
	電子メール	0人（0）件

（2）意見に対する本市の考え方の区分

- ア：計画案等に意見を反映するもの
- イ：意見の趣旨を踏まえて取組を推進するもの
- ウ：今後の参考とするもの
- エ：その他（今回の意見募集の趣旨・範囲と異なる意見など）

(3) 件数と本市の考え方の区分

項目		件数	市の考え方の区分			
			ア	イ	ウ	エ
	被害の傾向	1		1		
	被害の軽減目標	1		1		
	従来講じてきた被害防止対策	2			2	
	今後の取組み方針について	6		3	3	
合計		10		5	5	

(4) 意見の内容及びご意見に対する本市の考え方

通番	意見の趣旨	市の考え方	区分
被害の傾向			
1	被害の現状の把握は、届出がされた件数であると推定されるが、半数以上は報告されていないと思う。多くの人があきらめ、声を出していないのが実情であり、調査の方法を改める必要がある。個別の聴取も必要。	鳥獣被害は、農協や市に提出されたデータを元に、神奈川県が被害面積と被害額を算出し集計した値を各市と同様に用いております。農家の被害につきましては、提出が図られるよう、関係機関等と連携し、周知・啓発に努めてまいります。	イ
被害の軽減目標			
2	被害面積が2.81haは、実情を把握していないとしか考えられない数値である。津久井地域では全域で被害が発生している。	鳥獣被害は、農協や市に提出されたデータを元に、神奈川県が被害面積と被害額を算出し集計した値を各市と同様に用いております。農家の被害につきましては、提出が図られるよう、関係機関等と連携し、周知・啓発に努めてまいります。	イ
従来講じてきた被害防止対策			
3	ニホンザルの対策は、追払いではなく、銃器等による駆除を行い、個体数を減少させることが必要。放置した結果が個体数を増加させ、被害	ニホンザルの被害対策につきましては、神奈川県ニホンザル管理計画に基づき、今後も銃器の使用を含めた個体数調整を安全性に配慮しながら進めて	ウ

通番	意見の趣旨	市の考え方	区分
	を拡大させていることを認識すべきである。	まいります。	
4	シカやイノシシは、人工林の放置により鳥獣が里へ下りてきており、耕作放棄地と相まって増えている。徹底した有害駆除を続けられない限り被害は深刻なものとなる。近年は有害駆除に奨励金を支給するなどの取組を積極的に行っているところもある。	捕獲奨励金制度につきましては、鳥獣被害対策実施隊のあり方の検討に合わせて、関係機関と協議し、検討してまいります。	ウ
今後の取組み方針について			
5	鳥獣については、銃器の使用を含め個体数の減少を推進されることを望む。追払いなどでは安定的な効果は期待できない。	対象鳥獣の個体数調整につきましては、神奈川県鳥獣保護管理事業計画に基づき実施してまいります。	ウ
6	広域防護柵の設置の推進。住民自らが駆除するための罾の使用や狩猟期間を限定しない。また、免許や税の負担を求めない制度に改めてもらいたい。	広域獣害防護柵につきましては、集落単位の獣害防護組織等と協働して、取組を推進してまいります。 狩猟制度や手続きに関するご意見につきましては、国や神奈川県への必要に応じた協議や、狩猟免許取得のための助成制度を今後検討してまいります。	ウ
7	捕獲した鳥獣の処分を行える体制の整備をして欲しい。	鳥獣の処分等につきましては、神奈川県や関係機関と必要に応じて協議し、検討してまいります。	ウ
8	ヤマビルの生息地が拡大しているのは、施策を講ぜず放置している行政側の責任である。	ヤマビルの対策につきましては、生息地の登山道入口へのヤマビルポストの設置、地域ぐるみの環境整備等の取組への支援を引き続き行ってまいります。	イ
9	鳥獣被害を受けている地域の意見を、市民に理解してもらえよう行政が説明責任を果たしてほしい。	野生生物との共生の重要性を踏まえた上で、鳥獣被害の実態につきまして、理解を得られますよう市民への説明をしてまいります。	イ
10	イノシシやシカは、山に食物が少なくなっていることから里近くに個体数を増やし、農作物被害増につな	市鳥獣被害防止計画に基づいた被害対策を実施してまいります。	イ

通番	意見の趣旨	市の考え方	区分
	がっており、耕作者に対する保護がされていない現状である。負の連鎖を断つ施策に期待する。		